

令和 8 年度 広島支部保険料率等について



令和8年度都道府県単位保険料率等の決定に向けたスケジュール (現時点の見込み)

	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
運営委員会	<div style="display: flex; align-items: center;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-right: 10px;">7/24</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; border-radius: 10px; width: 100px; height: 20px; display: flex; align-items: center; justify-content: center;">決算・事業報告</div> </div> <div style="display: flex; align-items: center;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-right: 10px;">(2/12)</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; border-radius: 10px; width: 100px; height: 20px; display: flex; align-items: center; justify-content: center;">3/24</div> </div>		<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-right: 10px;">9/10</div>		<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-right: 10px;">11/28</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; border-radius: 10px; width: 100px; height: 20px; display: flex; align-items: center; justify-content: center;">(12/15)</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; border-radius: 10px; width: 100px; height: 20px; display: flex; align-items: center; justify-content: center;">12/23</div>	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-right: 10px;">1/29</div>		<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; border-radius: 10px; width: 100px; height: 20px; display: flex; align-items: center; justify-content: center;">(2/12)</div>	

事業計画 (R8年度)

予算 (R8年度)

インセンティブ
制度:
R6年度実績
の評価

平均保険料率

・論点
・5年収支見通し

・評議会における
意見の報告

・平均保険料率
の決定

都道府県単位
保険料率

・都道府県単位
保険料率の決定
・支部長意見

(保険料率の広報等)

7/15

10/24

1/20

都道府県単位
保険料率

インセンティブ制度
R6年度実績の評価

支部の事業計画 (R8年度)

支部の予算 (R8年度)

支部事業計画・
支部保険者機能強化予算の
事前意見聴取

政府予算案
閣議決定

保険料率の
認可等

事業計画、
予算の認可等

関係
告示等

診療報酬改定 調査・検討・議論

診療報酬改定案
諮詢・答申

国・その他

平均保険料率（医療分）について

令和8年度平均保険料率

- 運営委員会における議論等を踏まえた協会としての対応は、次のとおり。
 - ①平均保険料率 : 10.0% → 9.9%
 - ②保険料率の変更時期 : 令和8年4月納付分から
- 令和8年度の平均保険料率については、令和7年9月10日開催の第137回運営委員会において、計31パターンの「5年収支見通し」や「今後の保険料率に関するシミュレーション」を示し、議論を開始。
- 令和7年10月に開催した支部評議会において令和8年度平均保険料率について議論いただき、全支部より評議会意見の提出があった。意見としては、「平均保険料率10%維持」が27支部、「引き下げるべき」が1支部、「平均保険料率10%維持と引き下げの両論」が19支部であった。
- 令和7年11月28日開催の第138回運営委員会では、「今後の保険料率や準備金の在り方についての検討の視点」として、中長期的に安定した財政運営が可能と見込まれる水準等の検討の視点について、本部事務局より丁寧に説明を実施。
- 令和7年12月23日開催の第139回運営委員会では、事務局からこれまでの議論における意見や厚生労働省から保険料率について検討するよう要請があったこと等について説明のうえ、委員長から各運営委員にあらためて意見を確認。一通り意見が出揃ったところで、北川理事長より令和8年度平均保険料率に関する考え方を述べた。
- ここまで議論を踏まえ、委員長から「本委員会のこれまでの議論や、理事長からお話をあった協会けんぽをめぐる様々な状況等を踏まえ、運営委員会としては、令和8年度の平均保険料率は9.9%というこの取りまとめたいと思いますがよろしいでしょうか」と発言があり、運営委員の皆様から特段の異論がなかったことから、運営委員会としての意見がとりまとめられた。

政府予算案を踏まえた収支見込（令和8年度）の概要について

協会けんぽの収支見込(医療分)

(単位：億円)

		2024 (R6) 年度	2025 (R7) 年度		2026 (R8) 年度		備考
		決算 (a)	直近見込 (2025年12月) (b)	2025-2024 (b-a)	政府予算案を 踏まえた見込 (2025年12月) (c)	2026-2025 (c-b)	
収入	保険料収入	106,490	110,631	4,142	111,696	1,064	2012-2025年度保険料率： 10.00%
	国庫補助等	11,690	12,383	693	11,798	▲ 584	2026年度保険料率： <u>9.90%</u>
	その他	346	449	103	485	36	
	計	118,525	123,463	4,938	123,979	516	
支出	保険給付費	72,552	75,138	2,586	76,913	1,775	
	前期高齢者納付金	12,863	12,938	75	12,048	▲ 890	
	後期高齢者支援金	23,332	24,891	1,559	25,618	727	
	病床転換支援金	0	0	0	0	0	
	その他	3,193	3,924	731	4,263	339	
	計	111,939	116,891	4,951	118,841	1,951	
単年度収支差		6,586	6,572	▲ 13	5,137	▲ 1,435	
準備金残高		58,662	65,234	6,572	70,371	5,137	
※(内数)		8,856	9,074	218	9,353	279	

※ 法令で確保することが義務付けられた準備金（医療給付費等の1か月分相当）

注）上記収支見込は国の特別会計を含む合算ベースである。端数整理のため計数が整合しない場合がある。

政府予算案を踏まえた収支見込（令和8年度）の概要について

政府予算案を踏まえた2026（令和8）年度の収支見込は、平均保険料率を9.9%（10.0%→9.9%）とする前提のもとで、収入（総額）が12.4兆円、支出（総額）が11.9兆円と見込まれ、単年度収支差は5,137億円の見込み。

（1）収入の状況

収入（総額）は、2025（令和7）年度（直近見込）から516億円の増加となる見込み。

- 「保険料収入」について、主に標準報酬月額の増加により1,064億円増加する見込み。
平均保険料率を引き下げた影響（10.0%→9.9%）は▲1,130億円。
- 「国庫補助等」について、国庫特例減額が時限的に500億円増となる等の影響により584億円減少する見込み。

（2）支出の状況

支出（総額）は、2025（令和7）年度（直近見込）から1,951億円の増加となる見込み。

- 「保険給付費」について、加入者1人当たり医療給付費が増加すること等により1,775億円増加する見込み。
- 「高齢者医療への拠出金等」について、後期高齢者支援金の概算額が増加するものの、前期高齢者納付金が減少することにより163億円減少。

（3）収支差と準備金残高

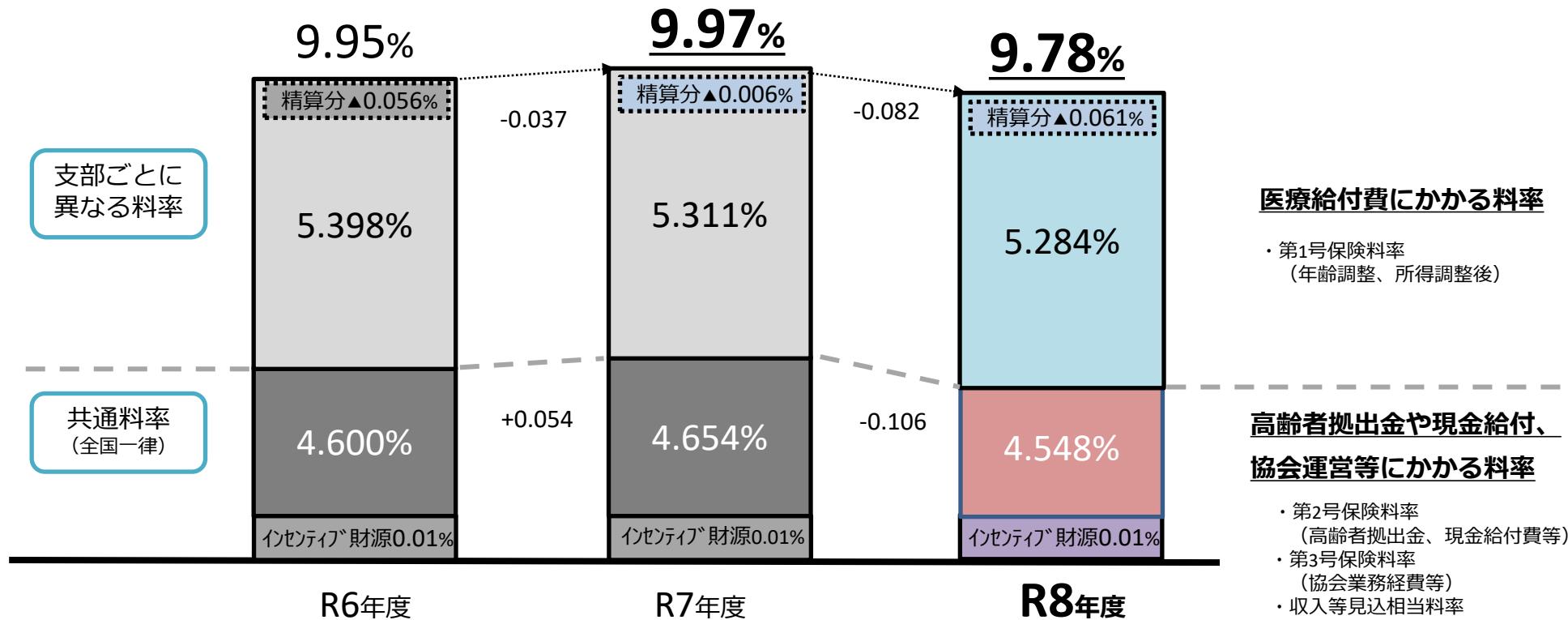
2026年度の「収支差」は、2025年度（直近見込）より、1,435億円減少して5,137億円になる見込み。

2026年度末時点の準備金残高は7兆371億円の見込み。

令和 8 年度広島支部保険料率（医療分）について

広島支部の健康保険料率（令和8年度）は、9.78%となる見込み

- 都道府県単位保険料率は、「支部ごとに異なる料率」と全国一律の「共通料率」から構成される。
- 広島支部の保険料率（令和8年度）は、**前年度から0.19pt減少**の見込み。これは**支部ごとに異なる料率**（医療給付費にかかる料率、インセンティブ分、令和6年度精算分）部分が**0.082pt減少**し、**共通料率も0.106pt減少**することに起因する。



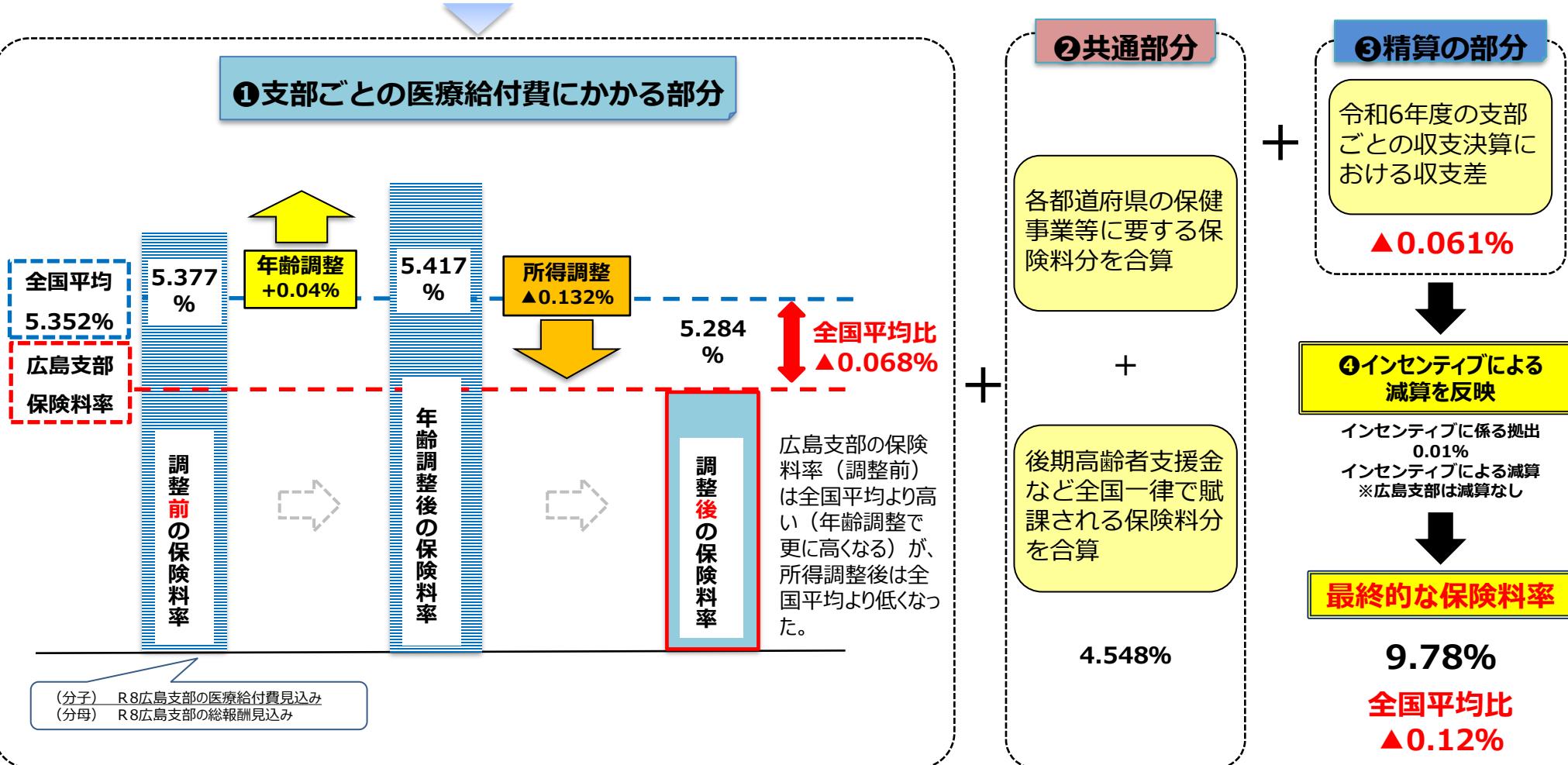
※端数整理のため、計数が整合しない場合がある。

※R6及びR7年度については、平均保険料率を10%とした料率である。

協会けんぽの都道府県単位保険料率の設定のイメージ

都道府県単位保険料率では、年齢構成の高い県ほど医療費が高く、保険料率が高くなる。また、所得水準の低い県ほど、同じ医療費でも保険料率が高くなる。このため、支部ごとの医療給付費にかかる部分は、都道府県間で年齢調整・所得調整を行う。

広島支部の設定イメージ（全国平均に比べ、若干年齢構成が若く、所得水準が低い）



令和8年度広島支部健康保険料率（内訳）

単位：%

		令和7年度	令和8年度	前年度差
第1号都道府県単位保険料率（A）		5.311	① 5.284	▲0.027
医療給付費 等	医療給付費/総報酬額	5.408	5.377	▲0.031
	年齢調整	0.042	0.040	▲0.002
	所得調整	▲0.139	▲0.132	▲0.007
第2号都道府県単位保険料率（B）		3.906	3.773	▲0.133
現金給付費、前期高齢者納付金、後期高齢者支援金、インセンティブ制度の財源拠出 等	インセンティブ分以外（全支部共通）	3.896	②b 3.763	▲0.133
	インセンティブ分 ※財源拠出分	0.010	④ 0.010	0.000
第3号都道府県単位保険料率（C）		0.784	0.829	0.045
業務経費、一般管理費、準備金積立て、前々年度の支差等	前々年度精算分以外（全支部共通）	0.784	②c 0.829	0.045
	前々年度精算分 ※収支差プラスの場合0	0.000	③ 0.000	0.000
収入等見込額相当率（D）		0.032	0.105	0.073
日雇特例被保険者保険料収入、雑収入 等	前々年度精算分以外 及びインセンティブ分以外（全支部共通）	0.026	②d 0.044	0.018
	前々年度精算分 ※収支差マイナスの場合0	0.006	③ 0.061	0.055
	インセンティブ分 ※下位32支部の場合0	0.000	④ 0.000	0.000
広島支部保険料率（A+B+C-D）		9.97	9.78	▲0.19

※端数整理のため、計数が整合しない場合がある。 ②全支部共通部分： $②b + ②c - ②d = 4.548\%$

保険料納付額への影響について（月額）

例）標準報酬月額 $300,000\text{円} \times 0.19\% = 570\text{円}$ （労使折半で285円）負担減

令和8年度都道府県単位保険料率における保険料率別の支部数（暫定版）

保険料率 (%)	支部数
10.55	1
10.28	1
10.24	1
10.15	1
10.13	2
10.12	1
10.11	1
10.10	1
10.08	3
10.06	2
10.05	2
10.02	2
9.98	1
9.96	1
9.93	1
9.91	1

22

保険料率 (%)	支部数
9.89	1
9.88	1
9.86	2
9.85	1
9.83	1
9.80	1
9.79	1
9.78	1
9.77	2
9.73	1
9.71	1
9.70	1
9.68	1
9.67	1
9.63	1
9.61	2
9.59	1
9.55	1
9.52	1
9.51	1
9.50	1
9.21	1

広島支部

25

令和8年度都道府県単位保険料率の令和7年度からの変化（暫定版）

令和7年度保険料率 からの変化分		支部数
料率（%）	金額（円）	
+ 0.17	+ 255	1
+ 0.14	+ 210	1
+ 0.04	+ 60	2
+ 0.01	+ 15	3

7

- 注1. 「+」は令和8年度保険料率が令和7年度よりも上がったことを、
「▲」は下がったことを示している。
2. 金額は、標準報酬月額30万円の者に係る保険料負担（月額、労使折半後）
の増減である。

令和7年度保険料率 からの変化分		支部数
料率（%）	金額（円）	
▲0.01	▲ 15	1
▲0.03	▲ 45	1
▲0.04	▲ 60	2
▲0.06	▲ 90	4
▲0.07	▲105	1
▲0.08	▲120	1
▲0.09	▲135	3
▲0.10	▲150	1
▲0.11	▲165	3
▲0.12	▲180	2
▲0.13	▲195	2
▲0.14	▲210	1
▲0.15	▲225	1
▲0.17	▲255	1
▲0.18	▲270	2
▲0.19	▲285	3
▲0.20	▲300	2
▲0.21	▲315	1
▲0.22	▲330	1
▲0.23	▲345	3
▲0.32	▲480	1
▲0.34	▲510	2
▲0.35	▲525	1

40

広島支部

	全国計		広島支部	
	保険料率算定時の見込み	決算見込み	保険料率算定時の見込み	決算見込み
収入	10,269,430	10,682,846	265,063	270,940
支出	10,269,430	10,024,267	265,063	252,397
収支差 (準備金)	0	658,579	0	18,543
全国平均分	—	658,579	—	16,790
地域差分	—	—	—	1,753

全国計の収支差（剩余金）に総報酬按分率（全支部の総報酬額に占める広島支部の総報酬額の割合）を乗じ、広島支部に振り分けられたもの

広島支部の収支差と全国平均分の差
 $18,543 - 16,790 = 1,753$

加入者1人あたり医療給付費の全国平均との差の実績が保険料率算定時の見込みから乖離した影響を表す

- 全国計の決算見込みの収支差を総報酬按分した場合、広島支部は収支差がプラスになった。
- 収支差の地域差がプラスとなっている都道府県支部では、医療給付費の増加が小さい傾向にある。

＜参考＞令和6年度の広島支部の収支

	支部別収支差（地域差分） (a)	総報酬額（令和8年度見込） (b)	保険料率換算 (a) / (b) ×100
広島支部	1,753 百万円	2,877,559百万円	0.06 %

- 令和8年度都道府県単位保険料率の算定においては、令和6年度の都道府県支部ごとの収支における収支差（地域差分）について精算する必要がある。当該収支差は、プラスの場合は収入に加算し、マイナスの場合は絶対値の額を支出に加算する。
- 令和8年度都道府県単位保険料率算定の際の精算に係る保険料率は、令和6年度の支部の収支差（地域差分）を令和8年度の総報酬額の見込額で除したものになる。

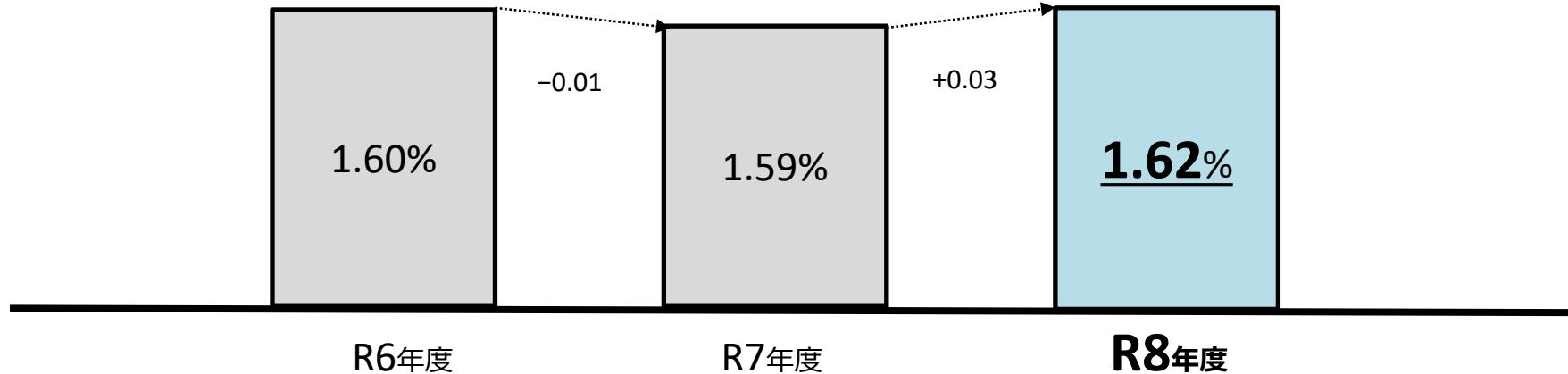
⇒ この結果、広島支部の令和8年度保険料率算定時には、令和6年度の収支差 1,753 百万円が収入に加算されることから、保険料率に対してマイナス影響（引き下げ要因）となる。

介護保険料率について

介護保険料率（令和8年度）は、1.62%とする

- 介護保険の保険料率については、介護納付金の額を総報酬額の見込額で除して得た率を基準として保険者が定めると健康保険法で法定されている。
- 2026（令和8）年度は、2025（令和7）度末に見込まれる剩余额（57億円）も含め、単年度で収支が均衡するよう1.62%とする。
- 料率の変更は令和8年3月分（4月納付分）からとする。

$$\text{介護保険料率} = \frac{\text{介護納付金の額}}{\text{介護保険第2号被保険者（40歳～64歳）の総報酬額総額の見込}}$$



例) 標準報酬月額 $300,000\text{円} \times 0.03\% = 90\text{円}$ (労使折半で45円) 負担増

※ 介護保険料：40歳以上65歳未満の被保険者から徴収。

介護保険料率と介護納付金について

協会けんぽの収支見込(介護分)

(単位：億円)

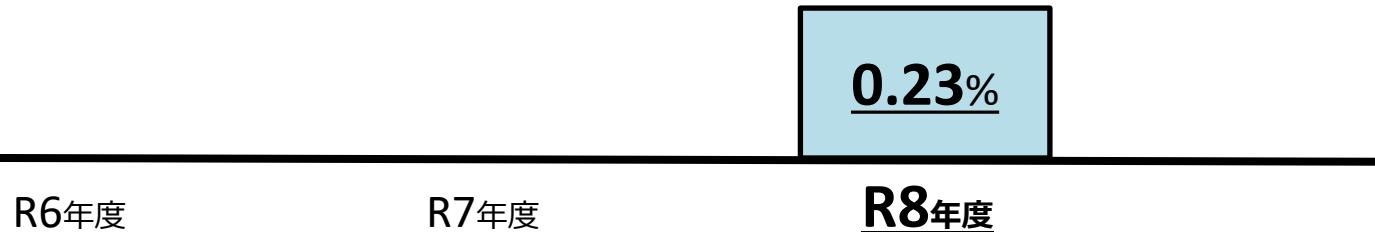
		2024 (R6) 年度	2025 (R7) 年度	2026 (R8) 年度	備考
		決算	直近見込 (2025年12月)	政府予算案を踏まえた見込 (2025年12月)	
収入	保険料収入	10,555	10,919	11,432	2024年度保険料率： 1.60%
	国庫補助等	1	1	1	2025年度保険料率： 1.59%
	その他	-	-	-	2026年度保険料率： 1.62%
	計	10,556	10,920	11,433	納付金対前年度比 ⇒ + 360
支出	介護納付金	10,835	11,125	11,485	
	その他	0	0	-	
	計	10,835	11,125	11,485	
単年度収支差		▲ 279	▲ 205	▲ 52	
準備金残高		262	57	5	

注) 端数整理のため、計数が整合しない場合がある。

子ども・子育て支援金制度による支援金率について

子ども・子育て支援金制度による支援金率（令和8年度）は、 0.23%とする

- 2026年4月から開始される子ども・子育て支援金制度による2026年度の支援金率については、国から示された「実務上一律の支援金率」を踏まえて0.23%となる。
- 料率の適用は令和8年4月分（5月納付分）からとする。



例) 標準報酬月額 $300,000\text{円} \times 0.23\% = 690\text{円}$ (労使折半で345円) 負担増

子ども・子育て支援金制度による支援金率について

協会けんぽの収支見込(子ども・子育て支援分)

(単位：億円)

		2026 (R8) 年度	備考
		政府予算案を踏まえた見込 (2025年12月)	
収入	支援金収入	2,396	2026年度支援金率： 0.23%
	国庫補助等	0	
	その他	-	
	計	2,396	
支出	子ども・子育て支援納付金	2,264	
	その他	-	
	計	2,264	
	単年度収支差	132	
準備金残高		132	

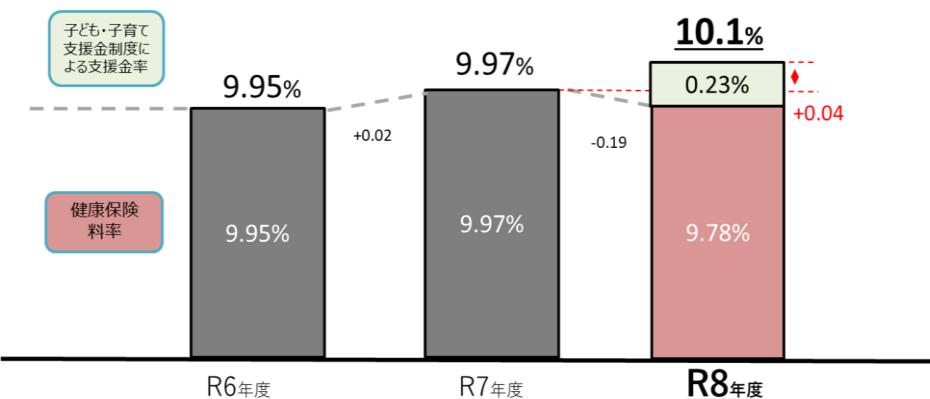
注) 端数整理のため、計数が整合しない場合がある。

令和8年度広島支部保険料率について (医療分 + 介護分 + 子ども・子育て支援分)

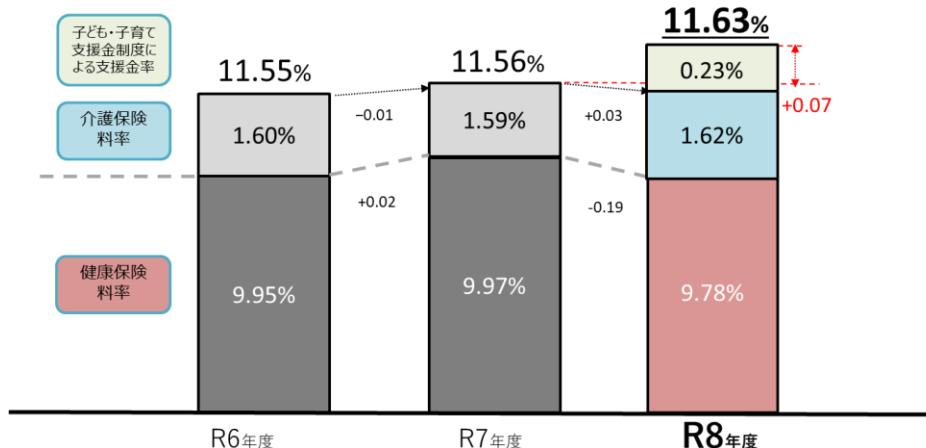
介護保険料率及び子ども・子育て支援金制度による支援金率を含めた令和8年度広島支部の保険料率について

- 広島支部健康保険料率（令和8年度）は、前年度から0.19ptマイナスの9.78%の見込みであるが、介護保険料率は前年度から0.03ptプラスの1.62%、令和8年4月から開始される子ども・子育て支援金制度による令和8年度の支援金率は、0.23%となるため、その合計では前年度の保険料率を上回る。

（40歳未満もしくは65歳以上の被保険者の場合）



（40歳以上65歳未満の被保険者の場合）



例：40歳未満もしくは65歳以上の被保険者の場合 標準報酬月額 $300,000\text{円} \times 0.04\% = 120\text{円}$ （労使折半で60円）負担増
40歳以上65歳未満の被保険者の場合 標準報酬月額 $300,000\text{円} \times 0.07\% = 210\text{円}$ （労使折半で105円）負担増

※ 介護保険料：40歳以上65歳未満の被保険者から徴収。

(参考) 全国健康保険協会に対する国庫補助に 係る特例減額の控除額の時限的引上げについて

(参考) 全国健康保険協会に対する国庫補助に係る特例減額の控除額の時限的引上げについて

2025年12月24日大臣折衝事項抜粋

(全国健康保険協会（「協会けんぽ」）に対する国庫補助に係る特例減額の控除額の時限的引上げ)

協会けんぽにおいては、法制上「当分の間」とされている国庫補助率の設定（16.4%）が10年以上に渡って継続していること等も背景に、足元では健全な財政運営が定着しており、準備金も法定準備金を大きく超過して積み上がっていることを踏まえ、医療保険料率の引き下げ（▲0.1%）と併せ、国庫補助の在り方について見直しを講ずる。

具体的には、国庫補助に対する特例減額の措置（※）が平成27年度から行われているところ、剰余金（単年度収支差）がプラスとなった平成22年度の翌年度である平成23年度から平成26年度までの間、現行の特例減額の措置が行われていたと仮定した場合の控除額（約9,148億円×16.4%＝約1,500億円）を令和8年度から令和10年度までの3年間の特例減額の控除額に上乗せすることとする（各年度約500億円）。

※ 前年度末における準備金の額から前々年度までの準備金の額等を除いた額（前年度において増加した準備金に相当する額）に、控除率16.4%を乗じた額を国庫補助額から控除する措置。

また、当該時限措置終了後の医療保険料率を含めた保険財政運営の在り方については、令和10年度までの間において、国庫補助率の見直しと併せ、持続的な保険財政運営の観点から必要な検討を行い、結論を得ることとする。

さらに、今回の協会けんぽの医療保険料率の引下げと併せ、健康保険組合連合会が実施する交付金交付事業に対する財政支援を時限的に拡充することで、財政基盤の脆弱な健康保険組合の保険運営の下支えを行うとともに、高齢者医療運営円滑化等補助金の見直しを行う。具体的には、前期財政調整における報酬調整の導入に伴う特例的な支援とされている企業の賃上げ努力に配慮した拠出金負担軽減措置の終了も含め、令和9年度以降の在り方を検討することとする。